

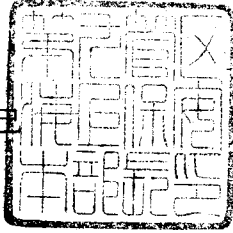
第九管区海上保安本部公示第24号

水路業務法（昭和25年法律102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和3年5月25日

第九管区海上保安本部長

白石 昌正



大潟海岸の水路測量

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

名称 新潟県上越地域振興局
住所 新潟県上越市本城町5-6

2 水路測量を実施する区域及び期間

区域 大潟海岸（付図に示すとおり）
期間 令和3年5月25日から令和3年6月30日までのうち1日間程度

3 水路測量の実施方法

GNSSにより測位し、音響測深機による測深を行う

4 航行船舶に対する安全措置

作業船は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める白紅白の標識を掲げる。

